

## よくあるお問合せ

### 認証要件について

Q ソーシャルファームの申請事業者は、法人格が必要ですか。

A 必要です。なお、法人格を有している等の条件を満たしていれば、大企業・中小企業等の規模によらず、申請できます。

Q 東京都内でソーシャルファームの事業所を設立予定です。本店所在地は東京都ではありませんが、認証の申請をすることはできますか。

A 申請対象事業所の所在地が都内であれば、申請することが可能です。

### 就労困難者と認められる者について

Q 「就労困難者と認められる者」とは、どういった人のことですか。

A 「就労困難者と認められる者」とは、就労を希望しながら、心身の障害をはじめ、社会的、経済的その他の事由により就労することが困難であり、かつ、都が設置する認証審査会において、配慮すべき実情等に応じた支援が必要であると認められた方のことです。

就労が困難である事由や配慮すべき実情等に応じた支援は様々であるため、東京都が設置する認証審査会において、個別に確認しています。

Q 就労することが困難である事由を確認できる具体的な書類は何ですか。

A 例えば、以下のような書類が必要です。

- ・障害者手帳の写し
- ・医師の診断書
- ・就労支援機関が発行する証明書
- ・刑務所出所者等専用求人における紹介状 など

### 補助金について

Q 認証ソーシャルファーム等を対象とした補助金にはどのようなものがありますか。

A 予備認証事業所に対しては、ソーシャルファーム創設に係る補助（整備・改修費等）があります。認証事業所に対しては、ソーシャルファーム運営に係る補助（運営費）があります。詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/social-firm/hojo/>

Q 国や他機関から補助金を受けている場合、併給は可能ですか。

A 同一補助事業について、同一の事由で複数の助成金及び補助金を受給することはできません。

Q 代理申請はできますか。

A できません。